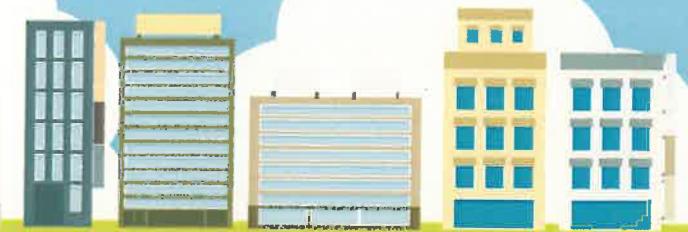


社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
『第3次地域福祉活動計画』



平成25年3月
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

目 次

第1章 地域福祉活動計画策定の概要

1 活動計画策定の目的	1
(1) 近年の福祉を取り巻く状況	
(2) 郡山市社会福祉協議会における地域福祉活動計画策定	
2 活動計画の位置づけ	2
3 活動計画の構成	3
4 活動計画の期間	3

第2章 地域福祉活動計画づくりの取り組み・現状分析

1 活動計画のための組織体制	4
2 郡山市との連携による計画策定について	5
3 活動計画策定のための取り組み	6～7
(1) 住民懇談会	
(2) 関係団体等との懇談会	
4 地域の現状分析	8～10

第3章 基本理念・基本目標・基本計画

1 基本理念	11～12
2 基本目標	13
3 基本計画	14～15
4 実施計画	16
5 活動計画の体系	16～17

第4章 実施計画の概要

1 実施事業	18～29
2 活動計画の推進体制や評価体制	30

資料編

1 第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	31～32
2 第3次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	33
3 第3次地域福祉活動計画策定経過	34
4 用語解説	35～37
5 参考資料	38～42

第1章 地域福祉活動計画策定の概要

1 活動計画策定の目的

(1) 近年の福祉を取り巻く状況

近年、さらなる少子高齢化の進行などにより家族形態が変化しています。また、それに伴う価値観・ライフスタイルの多様化により地域社会が大きく変容するなか、地域の「つながり」や「支え合い」が希薄となり、孤独死や虐待などをはじめこれまでの福祉制度の枠組みでは対応が難しいさまざまな福祉課題・生活課題が生じています。

また、東日本大震災や水害による被災やそれに対する復旧・復興活動の経験から、自然災害に対する日常的な備えはもちろんのこと、災害発生時などの緊急時における被災者や要援護者へのスムーズな支援体制の確立などの重要性が改めて認識され、地域において、日頃から支え合いや助け合いの意識を高め、連携・協働の体制づくりを図っていくことが重要となっています。

このような中、『すべての人が安心して暮らせる福祉のまちづくり』の実現のためには、公的サービスのさらなる充実とともに、住民自身が地域のさまざまな生活課題を身近な課題として認識・共有し、その解決に向けて話し合いながら、自らの主体的な参加によって支え合う地域福祉活動の推進がこれまで以上に重要となっています。

(2) 郡山市社会福祉協議会における地域福祉活動計画策定

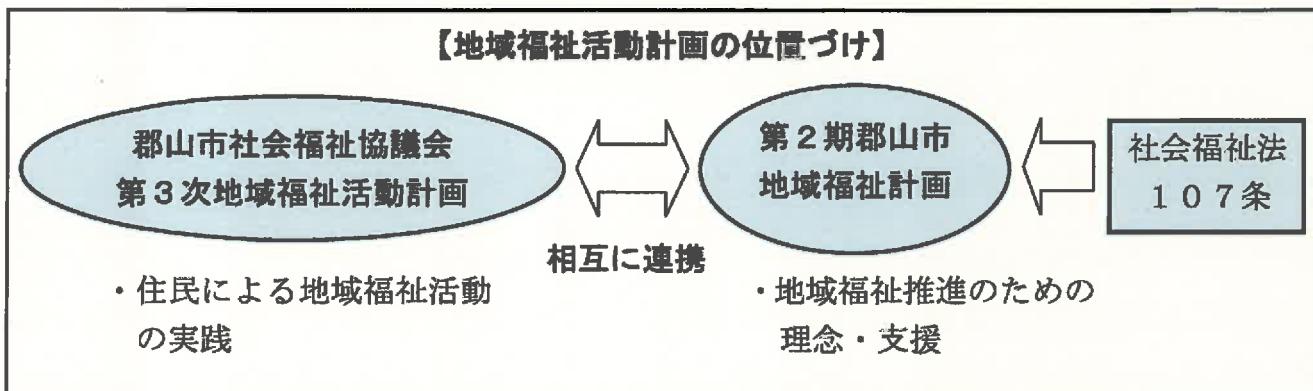
郡山市社会福祉協議会（以下「市社協」）では、従来から地域福祉活動を重視した取り組みをしており、住民組織である地区社会福祉協議会を地域福祉活動の実践母体として再編し、福祉の意識啓発、小地域ネットワーク活動、ふれあい型食事サービス等を推進してきました。また、県内でもいち早くボランティアセンターを開設し、ボランティア・市民活動の振興に取り組んできました。

さらに、平成7年には『第1次地域福祉活動計画』を策定し、ひとり暮らしなどの高齢者が気軽に参加でき、主体的に活動する『いきいきサロン活動』の推進などを提唱してきました。そして、平成19年には郡山市と連携し、市が策定する『郡山市地域福祉計画』に呼応した民間の行動計画として、『みんなでつくる すべての人が安心して暮らせる支え合いのまち 郡山』を活動理念とした『第2次地域福祉活動計画』を策定しました。なかでも、「地域支え合い活動普及事業」を提唱し、地域住民による相互扶助の現代的再生をめざしてきました。

このたび、『第2次地域福祉活動計画』の6か年の計画期間が終了となることから、その理念を踏まえつつ、地域における住民主体の福祉活動を積極的に支援するとともに、行政、関係機関・団体と地域住民とが協働した地域福祉活動のより一層の推進を図るため、『第3次地域福祉活動計画』を策定いたしました。

2 活動計画の位置づけ

『地域福祉活動計画』（以下「活動計画」）とは行政が策定する『地域福祉計画』に呼応した民間の行動計画です。そして地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める計画です。



(参考)

※ 郡山市が策定する「地域福祉計画」とは、社会福祉法にもとづく行政計画として地域福祉推進のあり方を具体化する計画です。地域福祉を推進するための課題を明らかにし、基本理念をはじめ、基盤となるしくみや施策体系をつくるための計画となります。

※ 社会福祉法 第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 活動計画の構成

この活動計画は、基本理念、基本目標、基本計画そして実施計画の4つの領域から構成しています。

活動計画は、『思いやりと支え合いのハーモニー 安心と活力のあるまち こおりやま』を基本理念として設定し、それを実現するために6つの基本目標を掲げました。

さらに、各基本目標には、それぞれの柱に応じて基本計画と実施計画を示しています。

4 活動計画の期間

この活動計画は、平成25年度から平成29年度までの5か年計画とします。

また、活動計画と地域福祉計画は一体的な整備を図ることが望ましいことから、今後についても計画期間を合わせるとともに、次期改定計画も、郡山市と協働で策定するよう努めていきます。

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
郡山市社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画					
第2期郡山市地域福祉計画					



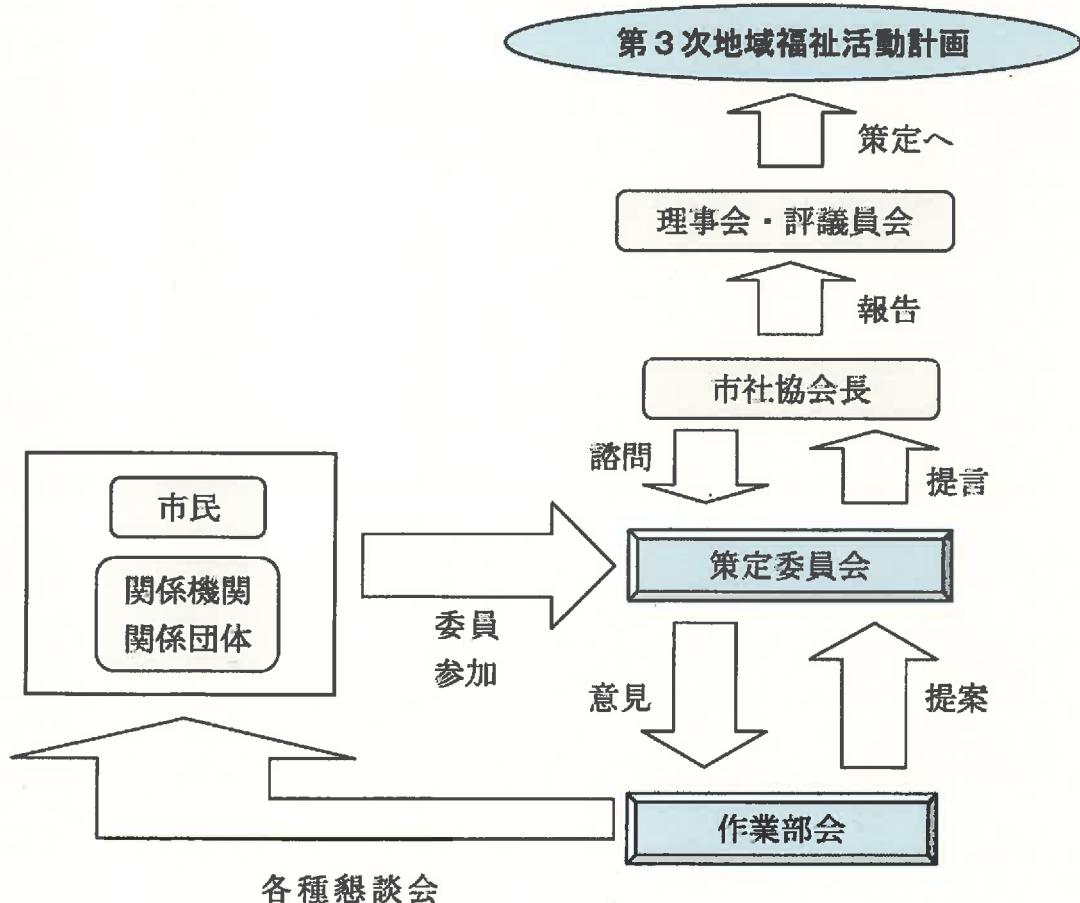
第2章 地域福祉活動計画づくりの取り組み

・現状分析

1 活動計画のための組織体制

この活動計画を策定するために、地域福祉活動団体や市民活動団体（ボランティア・NPO団体）、福祉施設、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、保健・医療などの機関・団体、学識経験者、福祉行政機関、地域福祉団体（社会福祉協議会、民生委員協議会）などで構成される「策定委員会」、市社協および郡山市の関係職員で「作業部会」を組織し、それぞれの立場から計画内容の検討と策定作業を行いました。

【第3次地域福祉活動計画の策定体制】



2 郡山市との連携による計画策定について

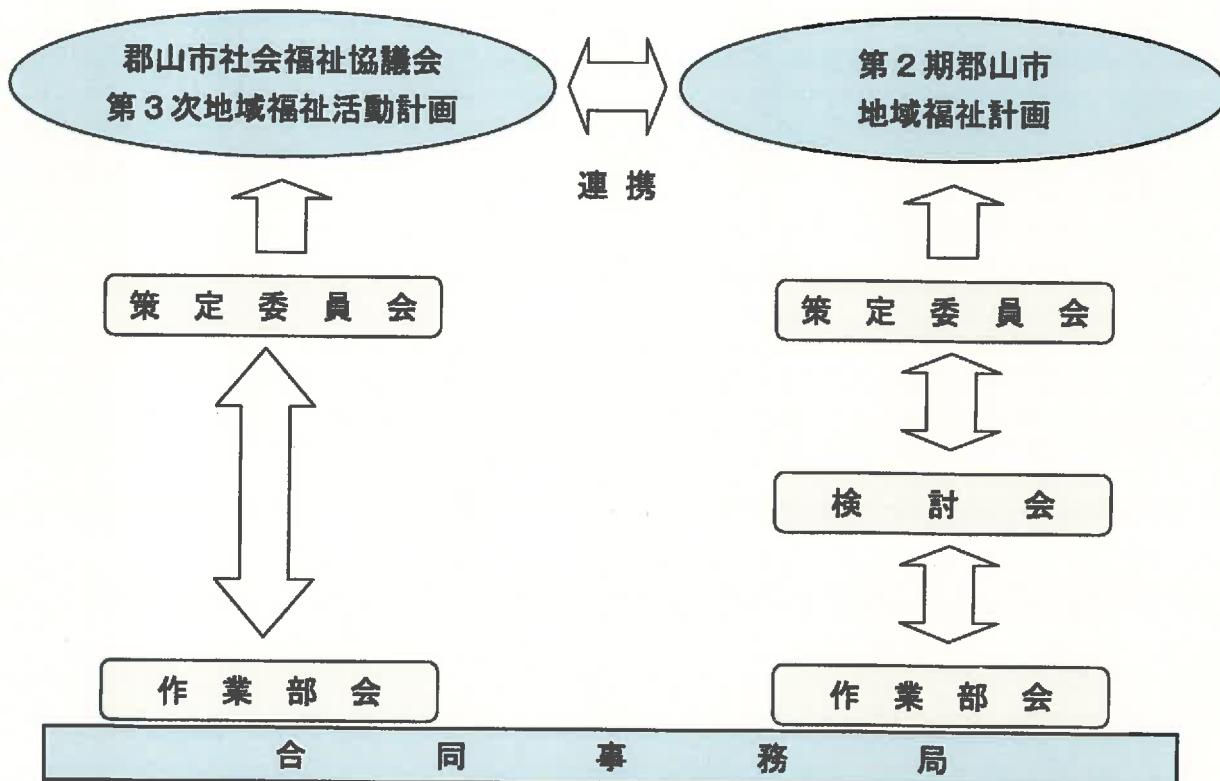
郡山市が策定する「地域福祉計画」とは、社会福祉法にもとづく行政計画として地域福祉推進のあり方を具体化する計画です。地域福祉を推進するための課題を明らかにし、基本理念をはじめ、基盤となるしくみや施策体系をつくるための計画となります。

それに対し、『地域福祉活動計画』は、「地域福祉計画」の基本的な考え方をうけて、地域住民やボランティア・市民活動団体、NPOなどの各種民間団体が、主体的な地域福祉活動を推進するうえでの方向性を示すために策定する民間の行動計画です。

つまり、「地域福祉計画」は、地域福祉推進のための理念を中心とした内容であるのに対し、『地域福祉活動計画』は、住民による地域福祉活動の実践的な内容の計画です。

このため、両計画の策定にあたっては、職員が相互の策定組織に参加し仕組みや情報を共有し、計画内容にも連携をもたせています。

【連携による計画策定体制】



3 活動計画策定のための取り組み

この活動計画を策定するにあたり、できるだけ多くの市民の声を聴き、地域の実情に見合った実効性のある内容の計画とするため、郡山市との協働により各種懇談会に参画し、地域における生活課題や福祉課題の把握に努めました。

(1) 住民懇談会

地域の生活課題・福祉課題やそれに対する意見を収集するため、郡山市が実施した『第2期郡山市地域福祉計画』策定にかかる住民懇談会（ふるさとづくり地区懇談会）に参画しました。【表1】

【住民懇談会の概要】

参画時期：平成24年2月3日（金）～平成24年2月24日（金）

場 所：市内17か所

参加者数：348名

【表1】

No.	地区名	参加者数	開催日時	会場
1	富久山	20人	平成24年2月3日(金)	富久山行政センター
2	富田	15人	平成24年2月7日(火)	富田公民館
3	逢瀬	21人	平成24年2月7日(火)	逢瀬コミュニティセンター
4	西田	21人	平成24年2月8日(水)	西田ふれあいセンター
5	湖南	25人	平成24年2月9日(木)	湖南行政センター
6	喜久田	17人	平成24年2月10日(金)	喜久田ふれあいセンター
7	大槻	28人	平成24年2月10日(金)	大槻ふれあいセンター
8	片平	15人	平成24年2月13日(月)	片平行政センター
9	熱海	15人	平成24年2月14日(火)	熱海公民館
10	田村	14人	平成24年2月14日(火)	田村公民館
11	三穂田	19人	平成24年2月15日(水)	三穂田ふれあいセンター
12	日和田	13人	平成24年2月17日(金)	日和田地域交流センター
13	本庁管内(西)	24人	平成24年2月20日(月)	郡山市総合福祉センター
14	本庁管内(中)	31人	平成24年2月21日(火)	郡山市公会堂
15	中田	18人	平成24年2月22日(水)	中田ふれあいセンター
16	本庁管内(東)	20人	平成24年2月22日(水)	東部勤労者研修センター
17	安積	32人	平成24年2月24日(金)	安積行政センター
合 計		348人		

(2) 関係団体等との懇談会

地域福祉推進の重要な役割を担う各分野の福祉団体等の関係者を対象として、日頃地域福祉活動に携わる立場から、計画策定やその推進に対する多様な意見・要望などを求めました。

【懇談会実施概要】

実施時期：平成24年11月9日（金）

場 所：郡山市総合福祉センター

参加者数：37名

分 野	参加団体数 (団体)	参加者数(人)
子ども	5	7
障がい者	9	9
高齢者	5	12
ボランティア ・市民活動	9	9
合 計	28	37

4 地域の現状分析

計画策定にあたって参画した各種懇談会において、市民や関係団体のメンバーなどからさまざまな意見をうかがいました。また、郡山市が行った「市民アンケート調査」や「まちづくりネットモニターアンケート調査」の結果などから次の課題があげられました。

課題1 地域のつながりや支え合いの再構築

懇談会やアンケート結果から

- ・高齢者が家に閉じこもりがちだ。
- ・町内会役員でさえも地域の方々のことを把握できない状況になっている。
- ・東日本大震災で改めて人との付き合いの大切さを感じた。もっと地域に密着し老若男女問わず情報を共有し、助け合って生活をすべきだと感じた。

価値観・ライフスタイルの多様化により地域社会が大きく変容し、地域住民同士のつながりや支え合いが希薄となっています。これにより地域活動推進の基盤単位となる町内会の組織運営が難しくなり、個人単位でも地域での顔の見えるつながりが減るなど、活力ある福祉のまちづくりの推進が困難となります。

このため地区社協・支部社協による主体的な地域福祉活動の着実な推進・充実を図りながら、他の関係団体との連携をさらに強化し地域のつながりや支え合いを再構築していくことが必要となっています。

課題2 活動やサービスについての情報提供の不足

懇談会やアンケート結果から

- ・どのような地域活動やボランティア活動があるのかわからない。
- ・地域活動やボランティアの情報がわかりやすく入手できたらいいと思う。
- ・福祉サービスが複雑でわかりにくい。

地域福祉活動やボランティア活動について興味・関心があつても、どのような活動があるかわからない、時間的にゆとりがないなどの理由で活動に参加できないという状況があるようです。また、福祉サービスの拡充に伴いさまざまな機関・団体などが存在し、どこでどのようなサービスを受けられるのか、どこにどのような相談をしたらよいかわかりにくくなっています。

のことから、多様な手段による幅広い情報の提供をしていくとともに、その内容についてもわかりやすいものにしていくことが求められています。

課題3 活動機会の充実と人材の確保

懇談会やアンケート結果から

- ・町内会役員やボランティアのなり手がいない。
- ・福祉活動やボランティア活動に協力する意欲のある人は少なからずいると思われるが、どのようにして活動を始めたらよいかわからないため、その仕組みづくりや周知を求めたい。
- ・高齢化の進行に伴い、今後は子どものころからの福祉に対する教育が必要だと思われる。

地域福祉活動やボランティア活動について、担い手の高齢化・固定化が進む一方、現役世代である若い人材の参加が少ないことが課題となっています。

のことから、活動を継続・発展させていくよう世代交代を図るための支援や、多様な生活スタイルや関心に沿った活動機会を充実させることが求められます。さらには地域福祉の実践者を育成するという視点に立ち、子どものみならず大人や企業も対象とした福祉教育にも積極的に取り組む必要があります。

課題4 わかりやすい相談支援体制の整備

懇談会やアンケート結果から

- ・困りごとがすぐ相談でき、相談したことを解決できるような支援があるとよい。
- ・本来サービスを利用すべき人が、情報不足や理解力不足のためサービスを利用できていない。
- ・近くの公民館で認知症や福祉サービスの専門的な講話などを聞けるとよい。

不安や悩みを相談したいと思ったときに、分野を問わずすぐに相談できるようなわかりやすい窓口が求められています。

そのため、相談の内容を的確に把握し、適切な相談窓口や福祉サービスのスムーズな利用に結びつくような相談体制やコーディネート機能を充実させるとともに、相談窓口側から積極的に地域に出向き、公民館などの市民に身近なところでの情報提供と地域の実情やニーズの把握に努めることができます求められます。

課題5 関係機関・団体や市民との効果的な連携の不足

懇談会やアンケート結果から

- ・福祉関係部局、団体間の連携を強めてほしい。
- ・民生委員や町内会の連携を円滑にする役割を社協が担ってほしい。
- ・公共機関と市民とがうまく密接に関わり合えることが理想的である。

地域福祉を推進するため、それぞれの関係機関・団体や事業所が様々な福祉サービスや活動を開催していますが、組織間の横のつながりが薄く、それぞれの機能や事業などについての情報をお互いに共有することが十分にできていないようです。

このため、情報の共有を図り充実した活動を開催していくため、各関係機関・団体や事業所間のネットワーク強化による地域福祉推進体制の質の向上や効果的な連携が求められています。

課題6 災害時における支援体制の確立

懇談会やアンケート結果から

- ・一人暮らし高齢者が多くなって、要支援者の見守りが困難である。
- ・災害時、自分で避難することのできない人はどうしたらよいのか。
- ・災害時などいざというときに協力ができるような近隣のつきあいを心がけ、組織体制を構築しておく必要があると思う。

普段の生活のなかで不安に思うこととして、災害に関する事を挙げる人が多く、それに伴い災害時の避難支援を求める声が多くあります。

災害や緊急時に適切な対応がとれるよう、日頃から関係機関・団体同士の連携を密にしつつ、災害発生時の具体的な協力体制を考えていく必要があります。また被災者が安心して復旧・復興に踏み出せるよう地域全体で支えていくという市民一人ひとりの意識啓発をしていくこともとても大切です。

第3章 基本理念・基本目標・基本計画

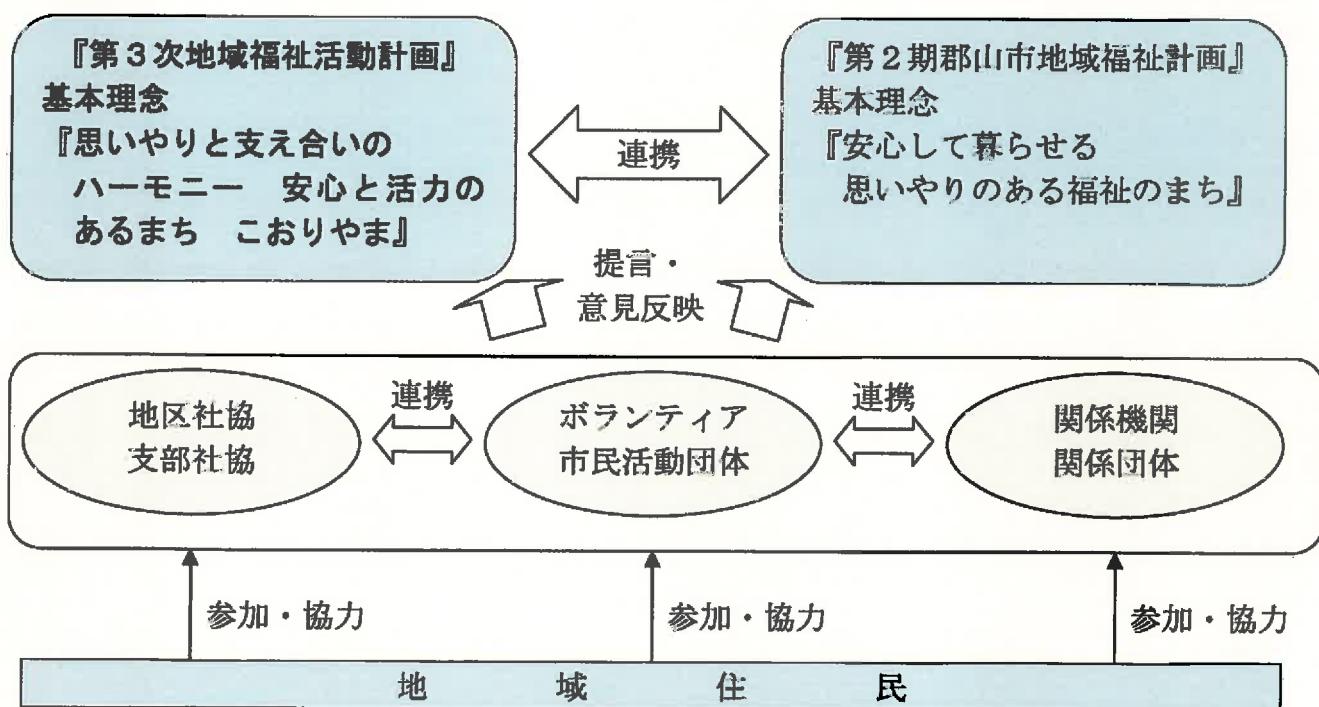
1 基本理念

思いやりと支え合いのハーモニー 安心と活力のあるまち こおりやま

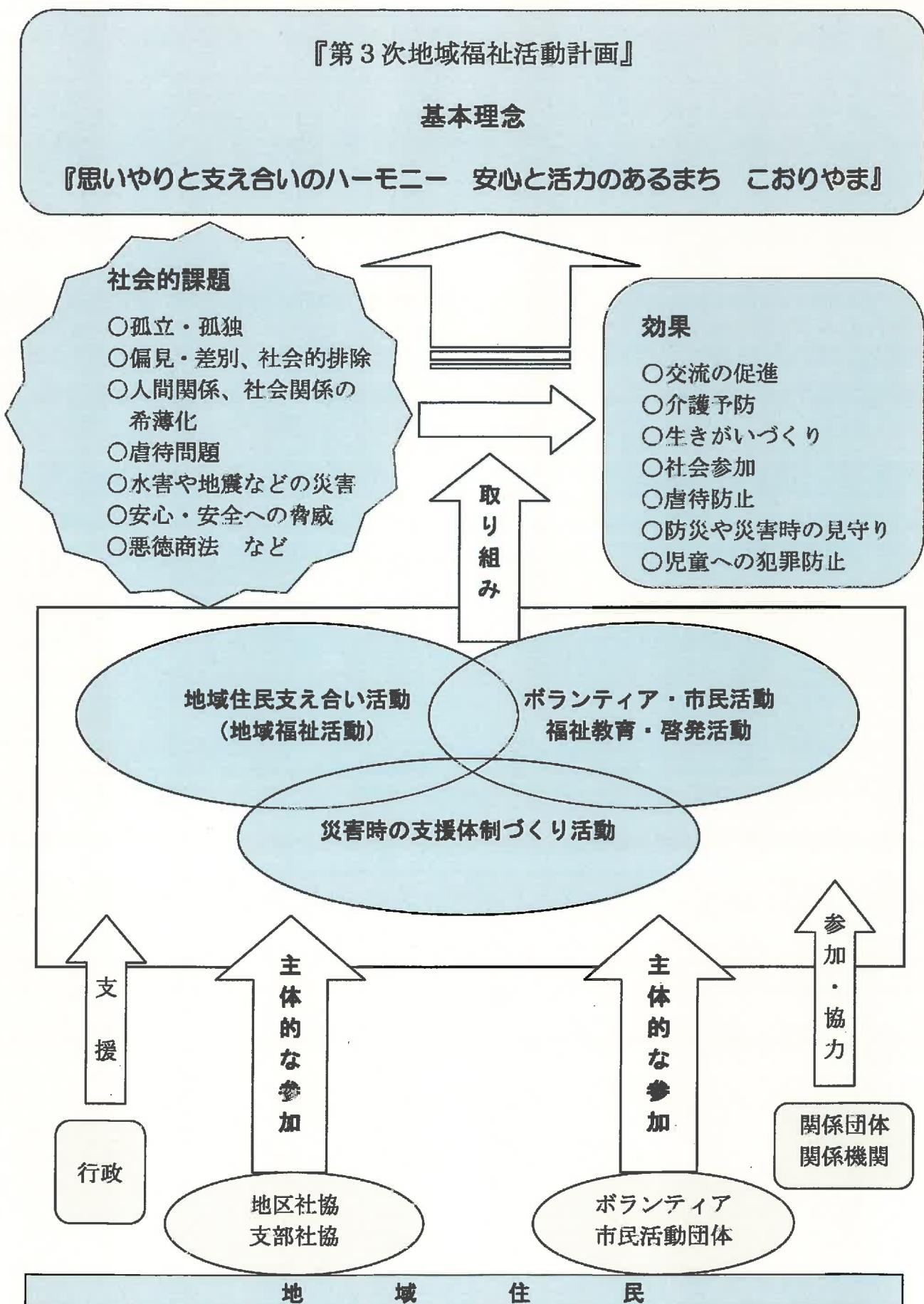
この基本理念は、『第2期郡山市地域福祉計画』との連携を図り【図1】、市民一人ひとりの「思いやり」の気持ちと、日頃から住民同士が「支え合う」つながりの調和を図りながら、誰もが安心した生活を送ることができ、東日本大震災から立ち上がる活力にあふれる地域社会の実現をめざしたもので

市社協は、こうした地域社会を新たに構築するために、住民主体による「思いやりと支え合いのハーモニー 安心と活力のあるまち こおりやま」を基本理念として、『地域福祉活動計画』を推進します。【図2】

【図1】『第3次地域福祉活動計画』と『第2期郡山市地域福祉計画』との相関図



【図2】『第3次地域福祉活動計画』のイメージ図



2 基本目標

基本目標は、地域福祉活動のねらい・性格・基本的な視点を示したもので、前述の基本理念に基づいて、また、前章で挙げた課題1～6の課題解決に向けた目標として、次の6つの基本目標を定め、施策の展開をしていきます。

基本目標Ⅰ ともに支え合うつながりづくりの推進

市民一人ひとりが地域福祉を身近なものとして認識し、地域のなかでできることを考え・行動する主体的な姿勢をもてるよう、ニーズ把握と活発な地域福祉活動の推進をすすめます。

基本目標Ⅱ 情報発信と福祉啓発の推進

だれでも気軽に地域福祉活動やボランティア活動に参加できるよう、また、必要なときに必要な情報や福祉サービスを利用できるよう、わかりやすい情報提供や福祉啓発の充実をすすめます。

基本目標Ⅲ いきいきと活動できる人づくり・環境づくり

地域福祉の課題を身近なものとして理解し共感できるイメージづくりをすすめるため、地域福祉活動やボランティア活動に主体的に参加する人づくりや、福祉体験と学習の機会の確保などを支援する環境づくりをすすめるとともに、新たな活動プログラムの開発を図ります。

基本目標Ⅳ わかりやすく相談しやすい体制の整備

身近な地域で、制度の狭間のニーズを把握し、新たな福祉課題・生活課題の解決に向けて分野を問わず気軽に相談できる体制づくりをすすめます。また、相談の内容を的確に把握し、適切な関係機関や福祉サービスなどにつなぐ相談体制やコーディネート機能の充実をすすめます。

基本目標Ⅴ 地域福祉を支える多様なネットワークの充実

地域福祉を支えるボランティア・市民活動団体や介護保険関連・障がい者支援関連の福祉サービス提供事業者などの横のつながりづくりを図り、地域との連携や支援活動の基盤づくりをすすめます。

基本目標Ⅵ 災害時に備えた地域づくりの推進

東日本大震災や台風による水害などを教訓にして、災害時などにも力を発揮できる地域の共助や福祉関係団体等の連携体制を築いていくよう、地域での日常的な「支え合い」や「つながり」の強化に努めます。

3 基本計画

基本計画は、基本目標を達成していくために必要な課題として設定したものであり、この計画期間中に展開する活動、実施する福祉サービス等の具体的な計画大綱です。

基本目標Ⅰ

基本計画1 地域住民による支え合い活動の推進

それぞれの地域において住民主体の活動がすすめられるよう、地域福祉活動の基盤である地区社協・支部社協の活動支援や担い手である福祉委員の育成を行っていきます。また、地域福祉活動が円滑にすすめられるように、各種サロンや地域住民による支え合い活動の推進を図っていきます。

基本目標Ⅱ

基本計画1 わかりやすい情報発信

だれでも気軽に地域福祉活動やボランティア活動を知り参加できるよう、また、必要なときに必要な福祉サービスを利用できるよう、わかりやすい情報の発信を行っていきます。情報発信としては、広報紙「こおりやま社協だより」や「ホームページ」などさまざまな周知手段を活用していきます。

基本計画2 福祉啓発の充実

市民を対象とした参加体験型のイベントを行い、福祉や健康に関する啓発を図ります。企画や内容の充実を図り、子どもから高齢者まで、より参加しやすいイベントにしていきます。

基本目標Ⅲ

基本計画1 ボランティア活動を担う人材の育成

ボランティアのニーズの多様化に対応するため、各種講座を開催し、ボランティア活動へのきっかけづくりや地域福祉に貢献する人材の育成を推進します。また、ボランティア活動に対する理解者を拡充し、新たな人材確保を図ります。

基本計画2 ボランティア意識の向上や活動の促進

ボランティア活動の参加体験機会の提供や啓発を通して、ボランティア活動への意識の向上を図ります。また、ボランティアを必要としている人とボランティアをしたい人がスムーズにつながるよう、ボランティアコーディネートの充実を図ります。

基本目標IV

基本計画1 身近に相談できる機会の提供

生活の中でのあらゆる困りごとをより身近な場所で相談できるよう、地域のサロンや会合などでの相談の機会を設けます。相談の内容に応じて、より適切な機関や団体への橋渡しを行います。

基本計画2 自立に向けた相談支援

生活のなかで福祉サービスの利用に関することや経済的な不安に対する相談に応じ、自立し安心した生活を送ることができるよう支援します。また、より多くの人々が相談につながるよう、制度についての情報を積極的に発信します。

基本目標V

基本計画1 ボランティア・市民活動団体等の活動の推進

ボランティア・市民活動団体同士の交流を促進し、活動の活性化を図ります。また、活動に対する相談や助成事業についての情報収集と周知を強化し、当事者団体や社会福祉団体の活動支援を図ります。

基本計画2 つながりと協働の場づくり

福祉サービスを提供する事業所同士の情報交換や研修ができる連絡組織活動の体制づくりを支援し、より質の高い福祉サービスが提供できるよう支援します。また、地域とのつながりもつくり、地域と事業所とが協働して行う地域福祉活動の展開を図ります。

基本目標VI

基本計画1 災害時に支え合える地域づくり

災害時に地域で支え合うことができる体制づくりやボランティアによる活動をすすめるため、「地域支え合い活動マップづくり」の推進や災害ボランティアセンターを運営し、地域住民が主体となった支え合いや助け合いによる救援・復興活動が展開できるよう支援します。

基本計画2 地域の共助と福祉関係団体等との連携

災害に備えて、地域住民の共助の精神と防災力を高めるとともに、災害時における地域での要援護者への支援体制づくりをすすめます。また、「地域支え合い活動マップづくり」と要援護者の避難支援を盛り込んだ避難訓練などを一体的に実施していくよう検討します。

4 実施計画

実施計画は、基本計画を具体的に実施していくための指針となるものです。その内容は、基本計画ごとに対応したものになっていますが、それぞれに関連をもつていて、あわせて実施することで相乗効果が見込まれる計画立てとなっています。また、実施計画では、具体的な取り組みの内容を表した「実施事業」を設定しました。

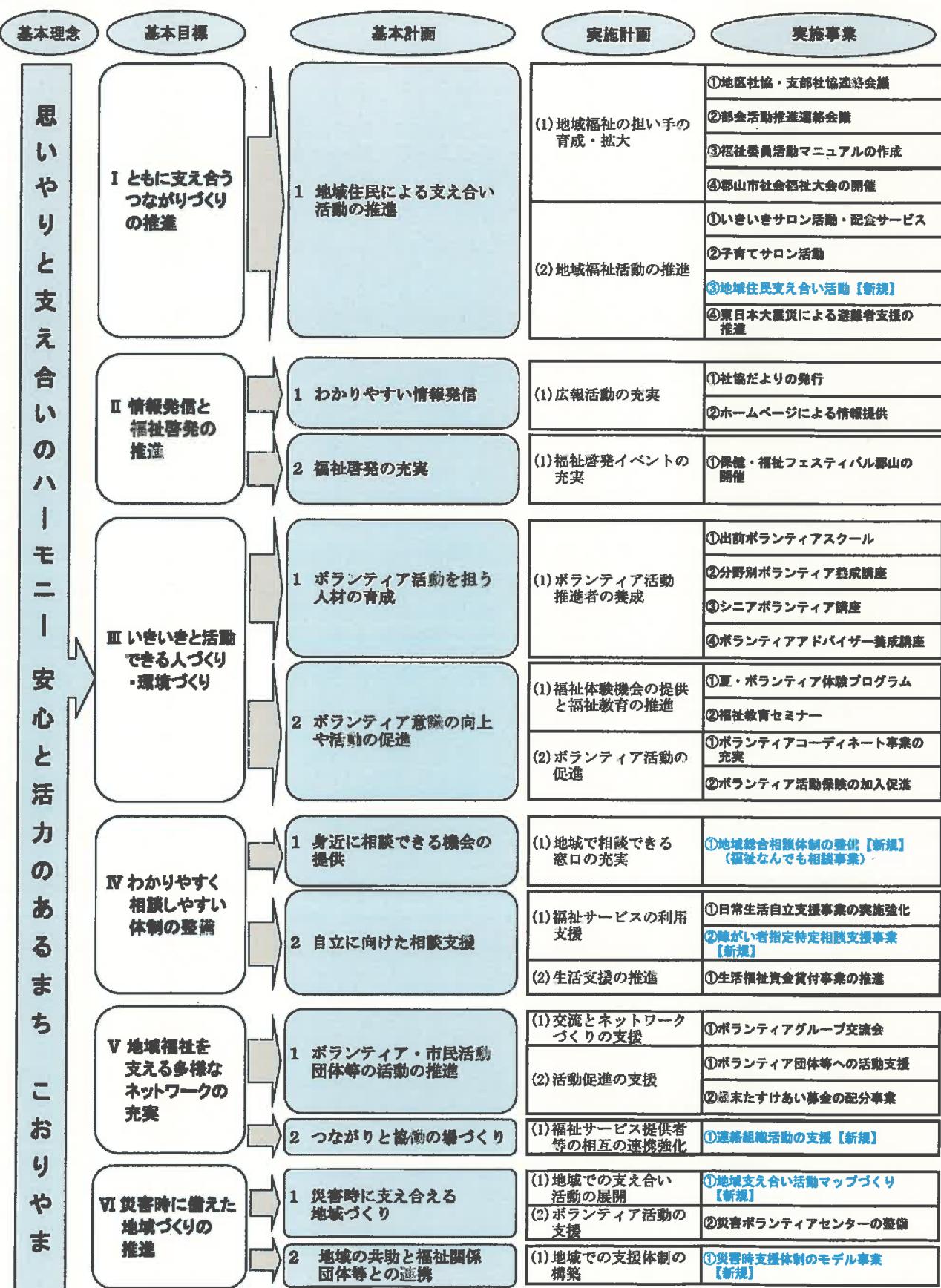
5 活動計画の体系

基本理念から実施計画を体系的にまとめたものが、【図3】のとおりとなります。



【図3】活動計画の体系図

【青い字は新規事業】



第4章 実施計画の概要

1 実施事業

基本目標 I ともに支え合うつながりづくりの推進

基本計画 1 地域住民による支え合い活動の推進

それぞれの地域において住民主体の活動がすすめられるよう、地域福祉活動の基盤である地区社協・支部社協の活動支援や担い手である福祉委員の育成を行っていきます。また、地域福祉活動が円滑にすすめられるように、各種サロンや地域住民による支え合い活動の推進を図っていきます。

(1) 地域福祉の担い手の育成・拡大

地域ができること	市社協が取り組むこと
○地区社協・支部社協の福祉委員として活動します。	○地区社協・支部社協の活動支援をすすめます。
○各種会議等に参加して、地域の情報交換や活動に必要なスキルアップをめざします。	○地区社協・支部社協の福祉委員の育成を行います。

①地区社協・支部社協連絡会議

地区社協・支部社協が情報を共有し、これから地域福祉の推進方策等について協議して地域福祉の充実を図るため、情報交換を行います。

②部会活動推進連絡会議

地区社協・支部社協の各部会の活動の質向上を図るため、担い手である福祉委員のニーズを踏まえながら、情報交換の場と活動に合わせた必要な知識・技術の習得を図ります。

③福祉委員活動マニュアルの作成

福祉委員の役割について、地域にあった活動を展開するため、市の福祉の状況や在宅福祉サービスの内容を理解するとともに、今後の地域での福祉活動の参考となるよう福祉委員の活動マニュアルを定期的に更新・作成していきます。

④郡山市社会福祉大会の開催

社会福祉関係者の表彰・感謝を行うとともに、広く社会福祉に対する理解を深める場として、3年に1回（平成26年度・29年度）、大会を開催します。

（2）地域福祉活動の推進

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○各種サロンのボランティアに参加します。○周りの人をサロンに誘います。○サロンの宣伝をします。○地域の困りごとをみんなで共有し、助け合います。	<ul style="list-style-type: none">○いきいきサロンの活動場所を確保し拡充に努めます。○子育てサロンの活動を地域の団体と協力して充実を図ります。○地域の困りごとをともに考え、支え合いの体制づくりを行います。

①いきいきサロン活動・配食サービス

高齢者などの生きがいや社会参加、安否確認を図るため、いきいきサロン活動や配食サービスを推進していきます。現在、全市的に普及されていますが、今後も充実した事業の推進を図るために、サロン運営の現状の把握に努めるとともに、地域単位での活動場所の確保について検討し拠点整備を図ります。

②子育てサロン活動

孤立しがちな子育て家庭を地域で支援するため、子育てサロン活動の推進を図ります。現在、24か所の地区社協・支部社協で子育てサロン活動を実施していますが、子育てサロンが立ち上げられていない地域の現状を把握し、どのように今後立ち上げし運営できるかを地域とともに検討していきます。また、地域の育児サークルなどの地域資源との連携も検討しサロンの充実を図ります。

③地域住民支え合い活動【新規】

ひとり暮らし高齢者など、生活の中で支援を要する人を地域で見守り、支える体制づくりを強化するため、地域住民と関係機関・団体とが協力・連携した「地域支え合い活動マップづくり」を推進し、困りごとができるだけ地域の支え合いで解決できるようなネットワークづくりをすすめます。また「住民福祉懇談会」などを通じ、地域の課題やニーズの発掘と把握に努めます。

④東日本大震災による避難者支援の推進

東日本大震災による避難者支援事業として、市内にある仮設住宅におけるサロン活動の運営支援や郡山市の生活情報の提供、民間借上住宅の居住者等を対象としたサロンの開催などを行います。

基本目標Ⅱ 情報発信と福祉啓発の推進

基本計画1 わかりやすい情報発信

だれでも気軽に地域福祉活動やボランティア活動を知り参加できるよう、また、必要なときに必要な福祉サービスを利用できるよう、わかりやすい情報の発信を行っていきます。情報発信としては、広報紙「こおりやま社協だより」や「ホームページ」などさまざまな周知手段を活用していきます。

(1) 広報活動の充実

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○社協だよりやホームページなどで情報をキャッチします。	<ul style="list-style-type: none">○社協だよりやホームページを活用して、地域福祉活動・ボランティア活動への参加を呼びかけます。
<ul style="list-style-type: none">○社協だよりのボランティア情報などを活用してボランティア活動に参加します。	<ul style="list-style-type: none">○社協だよりを広く住民の手に届く工夫をします。○ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどさまざまなインターネットによる情報発信を検討します。

①社協だよりの発行

住民に福祉課題の提起や地域福祉・ボランティア活動への参加を呼びかけ、福祉理解の促進を図るため、より充実した広報紙を発行します。また、公共施設や町内会を通して配布をしていますが、たとえば、人が集まる店舗に設置をするなど広く住民の手元に届くような検討をしていきます。

②ホームページによる情報提供

住民に福祉課題の提起や活動の参加を呼びかけ、福祉理解の促進を図るため、より充実した情報提供と定期的な更新を行います。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどを活用したさまざまなインターネットによる情報発信も今後検討をしていきます。

基本計画2 福祉啓発の充実

市民を対象とした参加体験型のイベントを行い、福祉や健康に関する啓発を図ります。企画や内容の充実を図り、子どもから高齢者まで、より参加しやすいイベントにしていきます。

(1) 福祉啓発イベントの充実

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○保健・福祉フェスティバル郡山に参加します。○保健・福祉フェスティバル郡山の宣伝をします。○保健・福祉フェスティバル郡山で知ったことを周りの人伝えます。	<ul style="list-style-type: none">○保健・福祉フェスティバル郡山を参加しやすく魅力あるイベントにします。○わかりやすい保健福祉のPRを行います。

①保健・福祉フェスティバル郡山の開催

保健や福祉への市民啓発を図るために、郡山市内の児童福祉や障がい福祉、介護保険や健康づくりに関する機関・団体や事業所との協働による参加体験型のイベントを開催します。また、子どもから高齢者まで、気軽に楽しく参加でき、福祉や健康に関することをより身近に感じられるようなイベントとなるような企画や内容の充実を図ります。



基本目標Ⅲ いきいきと活動できる人づくり・環境づくり

基本計画1 ボランティア活動を担う人材の育成

ボランティアのニーズの多様化に対応するため、各種講座を開催し、ボランティア活動へのきっかけづくりや地域福祉に貢献する人材の育成を推進します。また、ボランティア活動に対する理解者を拡充し、新たな人材確保を図ります。

(1) ボランティア活動推進者の養成

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○講座に参加しボランティアについて学びます。○ボランティアとして活動します。○周りの人にボランティア活動のお説明します。	<ul style="list-style-type: none">○各種講座を実施します。○関係機関と連携し、講座内容の充実を図ります。○講座後のボランティア活動を支援します。

①出前ボランティアスクール

地域福祉活動やボランティア活動の実践を始める際の基本的な知識の習得や、地域活動の担い手となる福祉委員・ボランティアを育成するため、地域での出前講座を開催します。

②分野別ボランティア養成講座

ボランティアのニーズが多様化しているため、ボランティアを必要としているニーズを把握し、新たな福祉課題・生活課題に合わせた分野別の新たな養成講座を開催します。

③シニアボランティア講座

団塊の世代が退職を迎えるなか、シニア世代のニーズを把握し、その人材を地域福祉活動への参加につなげる講座を開催します。

④ボランティアアドバイザー養成講座

ボランティアアドバイザーの新たな人材確保のため、ボランティア・市民活動の中堅層の実践者を対象に基礎研修及び継続研修を行います。

基本計画2 ボランティア意識の向上や活動の促進

ボランティア活動の参加体験機会の提供や啓発を通して、ボランティア活動への意識の向上を図ります。また、ボランティアを必要としている人とボランティアをしたい人がスムーズにつながるよう、ボランティアコーディネートの充実を図ります。

(1) 福祉体験機会の提供と福祉教育の推進

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○体験プログラムや福祉教育セミナーに参加します。○自分にできるボランティア活動をします。○ボランティア活動の楽しさを周りの人々に伝えます。	<ul style="list-style-type: none">○体験プログラムや福祉教育セミナーを開催します。○活動プログラムに協力いただく関係団体を増やし多彩な体験機会を提供します。○地域の福祉力が高まるような企画を提供します。

①夏・ボランティア体験プログラム

市民のボランティア活動への理解と関心を高めるため、7～8月のボランティア体験月間に、社会福祉施設や市民活動団体でのボランティア活動の参加体験を推進します。協力いただく関係団体の拡充や学校への周知の強化などを行い、多彩な体験機会の提供を図ります。

②福祉教育セミナー

福祉教育は、子どもから高齢者までのすべての人々に対して、地域にある問題や課題への気づきをもたらすことでその解決に向けた主体的な行動を育むという目的をもっていることから、子どもを対象とした福祉体験的な学習だけでなく、教育関係者や地域福祉活動実践者を対象とした講演や地域福祉活動の実践事例報告による啓発を行います。

(2) ボランティア活動の促進

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○ボランティアについて相談したい人がいたら、ボランティアセンターを紹介します。○ボランティア活動保険に加入します。	<ul style="list-style-type: none">○ボランティアのコーディネートを行います。○ボランティア情報を発信します。○ボランティア活動保険の周知をします。

①ボランティアコーディネート事業の充実

ボランティア・市民活動の活性化を図るため、情報収集や活動希望者・ボランティア依頼者のニーズを掘り起こし、ボランティア活動に関する相談援助や需給調整、情報提供の充実強化を図ります。コーディネートには、豊富な知識と経験が必要になることから、職員のスキルアップを図り、多様なニーズに対応できる体制づくりをすすめます。

②ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動中の万一の事故に備え、ボランティア活動保険について広く周知し、地域福祉活動やボランティア・市民活動の実践者の保険加入を促進します。

基本目標IV わかりやすく相談しやすい体制の整備

基本計画1 身近に相談できる機会の提供

生活の中でのあらゆる困りごとをより身近な場所で相談できるよう、地域のサロンや会合などでの相談の機会を設けます。相談の内容に応じて、より適切な機関や団体への橋渡しを行います。

(1) 地域で相談できる窓口の充実

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○地区社協・支部社協のサロンや会合などの際に市社協との連携を図ります。○困りごとを抱える人を見つけたら、市社協に相談を促します。	<ul style="list-style-type: none">○地域のサロンや会合などに参加し、地域との顔の見えるつながりをつくります。○生活の中での困りごとや心配ごとの相談を受け付けます。○地域や住民が抱える福祉課題をキャッチし、新たな活動や事業の開発につなげます。

①地域総合相談体制の整備（福祉なんでも相談事業）【新規】

生活の中でのさまざまな困りごとなどをより身近に相談できるよう、社協職員が地域のサロンや会合などに出向き、制度の狭間のニーズを把握し、新たな福祉課題・生活課題の解決に向けて分野を問わず相談を受け付けます。また、必要に応じて困りごとを解決するためのより適切な機関や団体との調整や橋渡しを行います。

基本計画2 自立に向けた相談支援

生活のなかで福祉サービスの利用に関することや経済的な不安に対する相談に応じ、自立し安心した生活を送ることができるよう支援します。また、多くの人々が相談につながるよう、制度についての情報を積極的に発信します。

(1) 福祉サービスの利用支援

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○福祉サービスについて学びます。○福祉サービスの利用について困っている人を見つけたら市社協に連絡します。○生活支援員の活動を理解し、協力します。	<ul style="list-style-type: none">○福祉サービスについて情報を発信します。○福祉サービスを利用する際の手続きや日常生活に必要な金銭の管理や支払いの支援、大切な書類の保管を行います。○障がいがある人々の福祉サービスの利用計画の作成や管理をします。

①日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の実施強化

認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が十分でなく、日常生活に不安のある人々の自立生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポート）をさらに推進します。事業の周知や利用者の増加に対応するための相談・調査体制の充実や生活支援員の新たな確保などを図ります。

②障がい者指定特定相談支援事業【新規】

障がいがある人々が利用する福祉サービス等の利用計画を作成し、ケアマネジメントを行う指定特定相談支援事業所として郡山市から指定を受け、障がいがある人々の支援を図ります。

（2）生活支援の推進

地域ができること	市社協が取り組むこと
○経済的に困りごとを抱える人を見つけたら、市社協に相談を促します。	○貸付に関する相談を受け付けます。

①生活福祉資金貸付事業の推進

低所得世帯などの経済的自立と生活の安定を図るため、利用者の利便性の向上を図り、生活福祉資金の貸付事業を推進します。必要に応じ、より適切なサービスや制度の利用につながるよう、関係機関・団体との連絡調整を密にします。



基本目標V 地域福祉を支える多様なネットワークの充実

基本計画1 ボランティア・市民活動団体等の活動の推進

ボランティア・市民活動団体同士の交流を促進し、活動の活性化を図ります。また、活動に対する相談や助成事業についての情報収集と周知を強化し、当事者団体や社会福祉団体の活動支援を図ります。

(1) 交流とネットワークづくりの支援

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○ボランティア活動に参加します。○交流会に参加し、さまざまな活動について学びます。	<ul style="list-style-type: none">○ボランティア同士の交流を図ります。○交流会でできたつながりを生かし、協働した活動の促進を支援します。

①ボランティアグループ交流会

ボランティア・市民活動団体等の交流や情報交換により、ボランティア同士の連帯意識を高め、活動の活性化と団体間のネットワークづくりを図るため交流会を開催します。

また、交流会でできたつながりを生かし、協働による新たな活動の展開が促進できるよう支援します。

(2) 活動促進の支援

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○活動上の困りごとがあれば、市社協に相談します。○助成事業や歳末たすけあい募金を活用して、より充実した活動をします。	<ul style="list-style-type: none">○活動に対する困りごとの相談に応じます。○助成事業などについての情報を広く周知します。

①ボランティア団体等への活動支援

当事者団体や社会福祉団体の活動を支援します。共同募金会などの福祉助成事業についての情報収集および周知を強化し、活用が図られるよう支援します。

②歳末たすけあい募金の配分事業

住民主体の地域福祉サービス事業の充実を図るために、支え合い・助け合いの活動に配分し地域福祉活動を支援します。

基本計画2 つながりと協働の場づくり

福祉サービスを提供する事業所同士の情報交換や研修ができる連絡組織活動の体制づくりを支援し、より質の高い福祉サービスが提供できるよう支援します。また、地域とのつながりもつくり、地域と事業所とが協働して行う地域福祉活動の展開を図ります。

(1) 福祉サービス提供者等の相互の連携強化

地域ができること	市社協が取り組むこと
○地域にある福祉サービスを提供する事業所について知ります。	○福祉サービスを提供する事業所同士のつながりづくりを支援します。
○福祉サービスを提供する事業所と協働した合同サロンなどの地域福祉活動を行います。	○福祉サービスを提供する事業所が抱える課題をキャッチし、新たな活動や事業の開発につなげます。

①連絡組織活動の支援【新規】

介護保険関連・障がい者支援関連の福祉サービス提供事業者などの横のつながりをつくるためのネットワークを構築し、相互の情報交換や交流活動・研修などを行うことにより、課題や問題点の共有と福祉サービスの質の向上を図ります。また、地域の各種サロンや会合などの行事とのタイアップなどにより、事業所が地域住民にとってより身近に感じられるような活動が展開できるよう支援します。



基本目標VI 災害時に備えた地域づくりの推進

基本計画1 災害時に支ええる地域づくり

災害時に地域で支え合うことができる体制づくりやボランティアによる活動をすすめるため、「地域支え合い活動マップづくり」の推進や災害ボランティアセンターを運営し、地域住民が主体となった支え合いや助け合いによる救援・復興活動が展開できるよう支援します。

(1) 地域での支え合い活動の展開

地域ができること	市社協が取り組むこと
○災害時などに備え、日頃から近隣住民とのつながりをもちます。	○「地域支え合い活動マップづくり」を推進します。
○困ったときにはお互いに支え合い、助け合います。	○災害時のボランティア活動への支援をします。

①地域支え合い活動マップづくり【新規】

災害時などのいざというときに、支援を必要とする人のスムーズな安否確認や支え合いによる支援が展開されるよう、日頃からの「地域支え合い活動マップづくり」を推進します。実践事例等の情報提供や講習会の開催により、マップづくりの全市的な推進を図ります。

(2) ボランティア活動の支援

地域ができること	市社協が取り組むこと
○地域の防災訓練に参加します。 ○災害ボランティアとして協力します。	○災害時に活動できるボランティアを養成します。 ○災害時には災害ボランティアセンターを運営します。

①災害ボランティアセンターの整備

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、郡山市や関係機関・団体と連携し、ボランティアの受け入れ体制と活動拠点の整備を図ります。また、災害時に活動できるボランティアの人材養成や、活動資材となる備品の整備・補充と定期的なメンテナンスを行います。

基本計画2 地域の共助と福祉関係団体等との連携

災害に備えて、地域住民の共助の精神と防災力を高めるとともに、災害時における地域での要援護者への支援体制づくりをすすめます。また、「地域支え合い活動マップづくり」と要援護者の避難支援を盛り込んだ避難訓練などを一体的に実施していくよう検討します。

(1) 地域での支援体制の構築

地域ができること	市社協が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">○防災について学びます。○災害時の見守りや避難支援活動に協力します。	<ul style="list-style-type: none">○災害時における地域での要援護者への支援体制づくりをすすめます。

①災害時支援体制のモデル事業【新規】

災害時における地域での要援護者への支援体制を構築するため、地区社協・支部社協、民生委員、町内会、自主防災組織、ボランティア団体や、地域包括支援センターなど福祉サービス提供事業者が一丸となり、共助の精神と防災力を高める活動をすすめます。

「地域支え合い活動マップづくり」と要援護者の避難支援を盛り込んだ避難訓練などを一体的に実施していくよう、水害などによる被災が想定される地域からモデルとなる実践に取り組みます。

2 活動計画の推進体制や評価体制

この活動計画の策定後においても、一定の期間においてその理念や目標が具体的な活動や施策の推進に結びついているかを検証する必要があります。また、実効性のある計画であり続けるためには、社会情勢や住民意識等の変化を捉え、対応していかなければなりません。そのため、これらを総合的に評価・検討し、施策の方向等への修正を加えていきます。

また、計画に関する具体的な進行管理・評価については、委員会を設置して年度ごとに評価を行う体制をすすめます。

なお、計画の評価については、郡山市が策定する「第2期郡山市地域福祉計画」の事業評価等と併せて、連携した実施をすすめていきます。



資料編

- 1 第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 2 第3次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
- 3 第3次地域福祉活動計画策定経過
- 4 用語解説
- 5 参考資料
 - ・いきいきサロン・配食サービス実績一覧表
 - ・子育てサロン実施地区一覧表
 - ・地区社協・支部社協事業報告(平成23年度)一覧表

1 第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 郡山市における地域福祉の向上を図るとともに、今後の生活課題、福祉ニーズに対応するために、住民、行政や関係機関・団体との協働により第3次地域福祉活動計画（以下、「活動計画」という。）を策定することを目的に社会福祉法人郡山市社会福祉協議会に設置する。

(名称)

第2条 委員会の名称は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）と称する。

(組織)

第3条 策定委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、郡山市社会福祉協議会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域活動団体関係者
- (2) ボランティア・市民活動団体関係者
- (3) 福祉関係機関・団体関係者
- (4) 行政機関関係者
- (5) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、策定委員会作業終了日までとする。

2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 策定委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

(職務)

第6条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

第8条 活動計画の策定にあたり必要な事項や施策の検討および推進を図るため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 郡山市社会福祉協議会の職員
 - (2) その他会長が必要と認める者
- 3 作業部会には、部会長および副部会長を置くものとし、委員の互選により選出する。
- 4 作業部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席要請)

第9条 策定委員会、または作業部会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明、意見および助言を聴くことができる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、郡山市社会福祉協議会地域福祉課内に置く。

(費用弁償)

第11条 委員が、策定委員会に出席した場合の費用弁償は、郡山市社会福祉協議会の役職員等旅費に関する規程に準じる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月15日から施行し、活動計画の策定が完了したときに効力を失う。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される策定委員会は、第7条第1項の規程にかかわらず会長が招集する。

2 第3次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	区分	所属機関(団体)・役職	氏名	備考
1	地域活動分野	郡山市自治会連合会 理事	影山 洋二	
2	"	郡山市民生児童委員協議会連合会 理事	安藤 善康	
3	"	郡山地区社会福祉協議会 副会長	柳田 久男	
4	ボランティア・ 市民活動分野	特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク 理事長	佐久間仁一	
5	"	特定非営利活動法人ココネット・マム 理事	辻 典子	
6	高齢者福祉分野	郡山市地域包括支援センター連絡協議会 副会長	近内 直美	
7	"	郡山市内特別養護老人ホーム施設長連絡会 代表	星 光一郎	委員長
8	児童福祉分野	郡山市認可保育所長合同会議 座長	吾妻 利雄	
9	"	MC育児サークル 代表	河端かおる	
10	障がい者福祉 分野	特定非営利活動法人あいえるの会 自立生活センター オフィスIL 所長	岡部 聰	
11	"	社会福祉法人ほっと福祉記念会 ふっとわーく センター長	鈴木 康弘	
12	保健・医療分野	公益財団法人郡山市健康振興財団 事務局長	大楽 秀良	
13	学識経験者	郡山女子大学 准教授	茂木 光代	副委員長
14	関係行政機関	郡山市保健福祉部 次長兼社会福祉課長	富田 信行	
15	社会福祉協議会	郡山市社会福祉協議会 常勤副会長	大橋 学	

3 第3次地域福祉活動計画策定経過

日 程	内 容
平成24年 2月 3日 ～ 2月 24日	●住民懇談会開催（郡山市と合同） ・市内17か所 348名参加
平成24年 11月 9日	●関係団体等との懇談会開催（郡山市と合同） ・4分野 28団体 37名参加
平成24年 11月 28日	●第1回活動計画策定委員会開催 【内容】郡山市社協の地域福祉活動の現状について、各種調査等の実施結果について、活動計画の骨子案について、今後の策定スケジュールについて
平成24年 12月 20日	●第2回活動計画策定委員会開催 【内容】活動計画の基本理念・基本目標・基本計画について
平成25年 1月 24日	●第3回活動計画策定委員会開催 【内容】基本理念（案）について、活動計画の体系のイメージ図（案）について
平成25年 2月 22日	●第4回活動計画策定委員会開催 【内容】基本目標・基本計画・実施計画（案）について、活動計画の進行管理について
平成25年 3月 14日	●第5回活動計画策定委員会開催 【内容】活動計画答申案について

4 用語解説

[1 ページ]

要援護者

高齢者や障がい者、妊産婦などのうち、地震や水害等の災害発生時における避難行動などにおいて支援を必要とする人のこと。

ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人とボランティアの支援が必要な人の調整・相談、ボランティア養成講座や啓発事業の開催、ボランティア保険の加入受け付けなどを行っている。また災害時には災害ボランティアセンターの運営を担う。

いきいきサロン活動

公民館や集会所など地域の身近な場所を拠点にし、孤立しがちなひとり暮らし高齢者などが集い、交流する仲間づくりの地域福祉活動。閉じこもりの防止や介護予防、社会参加を促進する効果などがある。

[4 ページ]

NPO

行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境などさまざまな分野で活動を行っている (Non Profit Organization の略)。

[9 ページ]

コーディネート機能

調整する機能。支援が必要な人と支援をする人（機関・団体）との間を調整し、結びつける働きなどを表す。

ニーズ (Needs)

本人や家族、地域住民などが感じる困りごとや課題などのこと。

[10 ページ]

民生委員（児童委員）

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣が委嘱する。それぞれの地域において、一人暮らしや寝たきりの高齢者などへの援護活動をはじめ、生活上のさまざまな問題を抱えている人々の相談・援助にあたる。

また、児童委員は、児童問題に関わるさまざまな行政機関、児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、地域において子どもが健やかに育つ環境づくりや子育てのための相談・援助にあたる。児童福祉法に基づき、民生委員がその職務を兼ねている。

[14ページ]

ボランティアコーディネート

ボランティア活動をしたい人とボランティアによる支援が必要な人との調整・相談を行うこと。

[19ページ]

配食サービス

ひとり暮らし高齢者などに弁当を配達し、配達を通じ安否確認や話し相手になることで孤独感の解消につなげる友愛訪問を兼ねた地域福祉活動。

子育てサロン活動

主に就学前までの子どもとその親や保護者同士が、公民館や集会所など地域の身近な場所に集い、情報交換や交流をする活動。子育てに対する不安や悩みを分かち合い、子育てを楽しむ仲間づくりを促進するはたらきをもつ。

住民福祉懇談会

地域の福祉課題・生活課題を明らかにするため、地域の住民や関係機関・団体などが話し合いをする活動。地域の実態の把握や住民の意識啓発を促し、日頃の活動の振り返りや出された意見をその後の活動に反映させるなど、地域福祉活動を活性化させるはたらきが期待される。

[20ページ]

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking service)

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークづくりを支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味や職業、居住地などの共通のつながりを通じたコミュニティを構築し、双方向の情報交換などができる場を提供する。

[22ページ]

ボランティアアドバイザー

ボランティア活動の実践者であり、これからボランティア活動をしようとする人やすでに活動している人に対し、同じボランティアとしての立場から相談・助言や情報提供を行う人。

[24ページ]

生活支援員

日常生活自立支援事業（あんしんサポート）利用者の直接支援に関わり、定期的な訪問を通じて利用者の生活状況や困りごと把握し、社会福祉協議会へ報告・連絡をする役割を担う人のこと。

[25ページ]

障がい者指定特定相談支援事業

障がいがある人々が利用する福祉サービスについて、総合的な援助方針や解決すべき課題を整理した利用計画を作成し、ケアマネジメントを行う。

平成25年4月1日施行の障がい者総合支援法（旧 障がい者自立支援法）に基づき、行政の指定を受けて実施するもの。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。

[26ページ]

当事者団体

同じ困りごとや課題を抱える人（当事者）が交流や親睦を深め、思いや体験をわかつち合うだけでなく、共通の課題の解決に向けた取り組みなどを行う団体。自立した生活や社会参加を促す役割も担っている。

[29ページ]

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・介護・福祉等さまざまな面から包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアの中核的拠点として平成18年の介護保険法改正に伴い設置された。地域において「総合相談・支援」「権利擁護事業」「介護予防ケアマネジメント事業」「包括的・継続的ケアマネジメント事業」の4つの支援事業を一体的に行う。郡山市においては、日常生活圏域等に基づき17か所設置されている。

5 参考資料

いきいきサロン・配食サービス実績一覧表（過去5年間）

事業名	実績	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
いきいきサロン (茶話会)	実施回数	142回	142回	139回	163回	163回
	延べ 利用人数	2,736人	3,059人	3,030人	3,498人	3,496人
いきいきサロン (会食会)	実施回数	327回	333回	322回	308回	268回
	延べ 利用人数	8,620人	8,645人	7,978人	8,011人	7,311人
配食サービス	実施回数	129回	128回	128回	129回	131回
	延べ 利用人数	8,463人	9,349人	9,404人	9,980人	9,721人

子育てサロン実施地区一覧表（平成25年3月末現在）

No.	実施地区名	開催場所
1	郡山地区社協 薫支部	薰地域公民館
2	郡山地区社協 麓山・池ノ台支部	郡山市男女共同参画センター
3	郡山地区社協 赤木支部	赤木地域公民館
4	郡山地区社協 三中支部	郡山市障害者福祉センター
5	郡山地区社協 開成支部	開成地域公民館
6	郡山地区社協 菜根支部	郡山市野鳥の森学習館
7	郡山地区社協 桃見台支部	桃見台地域公民館
8	郡山地区社協 桑野支部	桑野地域公民館
9	郡山地区社協 小原田支部	小原田地域公民館
10	郡山地区社協 名倉支部	名倉地域公民館
11	郡山地区社協 芳賀支部	芳賀地域公民館
12	郡山地区社協 南支部	中央公民館針生分館
13	郡山地区社協 大成支部	大成地域公民館
14	郡山地区社協 小山田支部	小山田地域公民館
15	郡山地区社協 緑ヶ丘支部	緑ヶ丘ふれあいセンター
16	安積地区社協	安積総合学習センター
17	三穂田地区社協	三穂田ふれあいセンター
18	逢瀬地区社協	逢瀬コミュニティセンター
19	日和田地区社協	日和田地域交流センター
20	富久山地区社協	富久山総合学習センター
21	湖南地区社協	湖南公民館
22	田村地区社協	田村公民館
23	西田地区社協	西田ふれあいセンター
24	中田地区社協	中田ふれあいセンター

平成23年度 13地区社会福祉協議会事業報告一覧表

地区名	在宅福祉部会	児童福祉部会	広報研修部会	活動資金部会
郡山	別 表 の とおり			
安積	会食会20回・延べ650名、配食4回・延べ912名、安積一小提供のひまわり苗を一人暮らし高齢者へ配布、寝たきり高齢者への友愛訪問日本調理技術専門学校による一人暮らし高齢者招待食事会、部会研修会	子育てサロン（2回）、三世代交流会（6回）、育児サークルへの助成・視察研修	広報紙の発行（3回）	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
三種田	会食会4回・延べ92名、配食1回・55名、高齢者交歓のつどい	子育てサロン（2回・保健委員会との共催）	市高齢者作品展	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
達瀬	会食会2回・延べ115名、茶話会26回・延べ346名、配食5回・延べ294名	子育てサロン（2回）、世代間交流事業、遊具点検（5か所・放射線量測定含む）	広報紙の発行（1回）	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
片平	会食会1回・28名、茶話会2回・延べ79名、配食4回・延べ205名	ひとり暮らし高齢者への年賀状配布、お楽しみ抽選会、クリスマス会	市社協、地区社協が行う事業実施等に伴う周知、報告	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
喜久田	茶話会8回・延べ111名、配食4回・延べ274名	三世代交流事業（竹馬、竹とんぼ、もちつき等）	広報紙の発行（1回）	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
日和田	会食会11回・延べ195名、高齢者とボランティアとの交流会	子育てサロン（1回）、育成会ファミリーウォークへの助成・協賛	介護予防教室	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
富久山	会食会19回・延べ468名、茶話会36回・延べ1,000名、配食7回・延べ973名、友愛訪問	明健小1年生と高齢者との交流会（音遊び）	広報紙の発行（1回）、福祉施設視察研修	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
湖南	配食3回・延べ501名	子育てサロン（3回）、湖南高校生によるひとり暮らし高齢者宅への除雪ボランティア支援	介護予防講演会参加	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
熱海	会食会21回・延べ366名、茶話会6回・延べ134名、配食4回・延べ393名	三世代交流会	広報紙の発行（1回）	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
田村	会食会7回・延べ221名、ゲートボール場整備（11か所）	子育てサロン（4回）、児童とボランティアとの交流会、児童遊園地整備（2か所）	広報紙の発行（1回）、役員研修	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
西田	会食会5回・延べ107名、茶話会1回・40名、配食20回・延べ294名、友愛訪問	子育てサロン（2回）	広報誌の発行（1回）、介護予防教室	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金
中田	会食会8回・延べ152名、配食3回・延べ236名、友愛訪問	子育てサロン（3回）、児童と高齢者との交流会、三世代交流会	広報紙の発行（1回）、福祉施設視察研修	会員会費、共同募金、B募金、歳末たすけあい募金、日赤募金

※ 平成23年度各地区社協事業報告書より抜粋

平成23年度 郡山地区社協支部事業報告一覧表

支部名	在宅福祉サービス部会	介護世帯支援部会	児童福祉推進部会	福祉教育推進部会	募金部会
金透	会食会2回・延べ79名、茶話会3回・延べ131名、配食4回・延べ520名	友愛訪問、安否確認	生活科教室交流（金透小）、三世代交流会（昔遊び）、クリスマス友愛訪問	部会合同研修会、講師（金透小学校長、教頭ほか）による研修会	会員会費、共同募金、B募金
喜	会食会2回・延べ77名、配食1回・112名、三世代交流（団子さし）、日帰り温泉交流（かんぽの宿）、友愛配食、マップ作り	在宅福祉サービスに包含	三世代交流（団子さし）、子育て居場所づくり（フリースペース）	福祉委員研修会、広報誌の発行	会員会費、共同募金
龍山・池ノ台	会食会1回・43名、配食2回・延べ235名	ミニ友愛訪問	三春張り子の親子給付金、子育てサロンびよびよ（4回）	視察研修、広報紙の発行	会員会費、共同募金、B募金
赤木	会食会2回・延べ58名、茶話会14回・延べ189名、配食3回・延べ244名	一人暮らし高齢者新福祉票の整備、各いきいきサロン・配食会で高齢者と児童との交流事業を実施	いきいきサロンの参加、子育てサロン、夙作り、児童から高齢者へ励ましの手紙、学校訪問	広報紙の発行、視察研修会、方部交流研究会	会員会費、共同募金
橋	配食4回・延べ516名	見舞い品配布（シクラメン花鉢配布）、友愛訪問（野菜ジュース配布）	橋ミニミニスクール（4回）、親子教室（もちつき大会）	広報紙の発行、講習会（食の安全について）	会員会費、共同募金、B募金
三中	会食会5回・延べ156名、配食4回・延べ461名	緊急支援物資配布、高齢者対象の友愛訪問（シクラメン鉢）	子育てサロン（5回）、寺子屋（2回）、研修会	広報紙の発行（2回）、健康教室（2回）	会員会費、共同募金、B募金
芳山	会食会10回・延べ187名、配食3回・延べ199名	施設見学、一人暮らし高齢者友愛訪問	ふれあい野便、三世代ふれあい交流会	福祉だよりの発行	会員会費、共同募金、B募金
開成	会食会10回・延べ128名、茶話会2回・延べ27名、配食9回・延べ57名	友愛訪問、福祉マップ作り、一人暮らし世帯調査	お年寄りとの交流会（園児2回、小学生2回）、ふれあい野便（2回）、子育てサロン（3回）	広報紙の発行（2回）、視察研修会（サポートセンター・ひなたぼっこ）	会員会費、共同募金
菜根	会食会4回・延べ240名、茶話会2回・延べ46名、配食5回・延べ525名	友愛訪問（2回）、ネットワーク支援協力者へ見守り用品を配付、地域支え合いマップ作成	親子ふれあい交流（干支づくり）、三世代交流懇親会	講演会、研修会、「菜根福祉だより」の発行（2回）	会員会費、共同募金、B募金
桃見台	会食会1回・55名、茶話会2回・延べ42名、配食1回・175名	友愛訪問（2回）、介護教室、介護世帯実態調査	三世代交流会（カルタ大会、小学生の集い）、子育てサロン（10回）	介護予防教室、視察研修、会報の発行（2回）	会員会費、共同募金、B募金
大島	会食会7回・延べ303名、配食1回・140名	友愛訪問（2回・ティッシュボックス、ミニホッカイロ配布）	施設見学、クリスマスふれあいコンサート、ミニ門松づくり・切り絵教室、三世代交流団子さし、少年少女の主張作文発表会、演劇鑑賞	会報紙の発行（2回）、視察研修	会員会費、共同募金
桑野	会食会8回・延べ105名、茶話会7回・延べ189名、配食8回・延べ217名	食事会・配食対象者の名簿、集金袋の作成、配食のための福祉マップ作成、友愛訪問配食サービス、桑野ふれあいだよりの配布、介護予防教室（長生きするための運動）	組手講習会への参加、子育てサロン（毎月第1月曜日）、昔遊び（桑野小1年生）の開催	広報紙の発行（3回）、施設視察研修	会員会費、共同募金、B募金
小原田	会食会1回・39名、配食3回・延べ533名	友愛訪問（月1～2回）	子育てサロン（6回）、ふれあい野便（2回）、高齢者交流会、児童交流会（3回）	会報発行、研修会	会員会費、共同募金、B募金

支部名	在宅福祉サービス部会	介護世帯支援部会	児童福祉推進部会	福祉教育推進部会	募金部会
久留米	会食会9回・延べ932名、配食9回・延べ118名	友愛訪問（2回）	寺子屋の開催（7～2月）、ダンス、クラフト教室、お茶法、ランチ作り、防災訓練、英会話教室、クリスマスお菓子作り、スケート教室、室内スポーツ	福祉だよりの発行（2回）、福祉委員研修会、福祉活動写真展示	会員会費、共同募金、B募金
名倉	会食会5回・延べ252名、茶話会6回・延べ130名、配食5回・延べ140名	ニーズ調査、福祉マップ作り、友愛訪問、誕生日訪問、おしゃべり会（会食会と同時に開催）	子育てサロン（4回）、三世代交流会	広報紙の発行（4回）	会員会費、共同募金
芳賀	会食会2回・延べ50名、茶話会24回・延べ230名、配食3回・延べ296名	家事援助サービス（2回）、友愛訪問（2回）	子育てサロン（3回）、芳賀保育所交流会（4回）	広報紙の発行（6回）、教養研修会（2回）、施設研修	会員会費、共同募金、B募金
大槻東	会食会5回・延べ158名	高齢者交流会、友愛訪問	ちびっこひろば（公園）の放射線量測定	広報紙の発行	会員会費、共同募金
南	会食会12回・延べ478名、茶話会13回・延べ373名	出前講座、講習会、介護予防寸劇	子育てサロン組い手講習会への参加	広報紙の発行（2回）	会員会費、共同募金
大成	会食会10回・延べ451名、茶話会17回・延べ429名	友愛訪問（2回・シクラメン、タオル配布）、高齢者世帯、一人暮らし世帯を見守り訪問、生活支援	子育てサロン（10回）、小学生向け行事（5回・人形劇と映画教室、黒作り教室、手品教室など）	広報紙の発行（2回）	会員会費、共同募金、B募金
大瀬	会食会2回・延べ119名、茶話会1回・52名、配食2回・延べ603名	友愛訪問（2回）、ねたきり高齢者（ブーゲンビリア、シクラメン配布）、介護予防教室（会食会と合同開催）	高齢者と園児の交流会、ふれあい郵便（敬老会、年賀状）	広報紙の発行（2回）、視察研修会	会員会費、共同募金
小山田	会食会8回・延べ140名、茶話会8回・延べ81名、配食2回・延べ450名	介護健康教室（4回）、友愛訪問	体験学習（ふれあい科学館）、子育てサロン（2回）	広報誌発行（3回）、研修会（2回）	会員会費、共同募金
富田	会食会12回・延べ310名、茶話会1回・15名、配食7回・延べ665食	ニーズ調査、友愛訪問（2回・介護用品配布、配食）、介護予防教室（3回）	ボランティア活動（3回）、親子ふれあいウォーク、オセロゲーム大会（2回）、敬老会応援・街頭募金	介護予防教室（3回）、広報紙の発行（2回）	会員会費、共同募金
東部	会食会17回・延べ309名	友愛訪問（2回）、一人暮らし及び健壮な高齢者へ見守り品配布、慰問・激励	作文・福祉標語の募集・作品集の贈呈、世代交流会（グランドゴルフ）	施設研修会、広報誌の発行（2回）	会員会費、共同募金、B募金
希望ヶ丘	会食会4回・延べ81名	友愛訪問（一人暮らしの高齢者へ菜入れ三分け配布）、いきいきサロンのお手伝い	園児と高齢者の交流会、ふれあい郵便（敬老の日）、児童センター行事への支援（2回）	広報紙の発行（2回）、4団体合同研修会	会員会費、共同募金、B募金
緑ヶ丘	会食会2回・延べ163名、茶話会26回・426名	友愛訪問（70歳以上一人暮らし）	世代交流会（ゲートボール、芋煮会、オセロゲーム）、子育てサロン（1回）、幼稚園児と高齢者と交流会	広報誌の発行（2回）	会員会費、共同募金

※ 平成23年度 郡山地区社協各支部事業報告書より抜粋

「第3次地域福祉活動計画」

発 行 平成25年3月

発行者 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

〒963-8024 福島県郡山市朝日1丁目29-9
郡山市総合福祉センター内

電 話 024-932-5311

FAX 024-932-6768

Eメール : k-shakyo@violin.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://www13.ocn.ne.jp/~k-shakyo/>

